



TOKYO METROPOLITAN UNIVERSITY

東京都立大学

# 内閣府「人生100年時代の結婚と 家族に関する研究会」

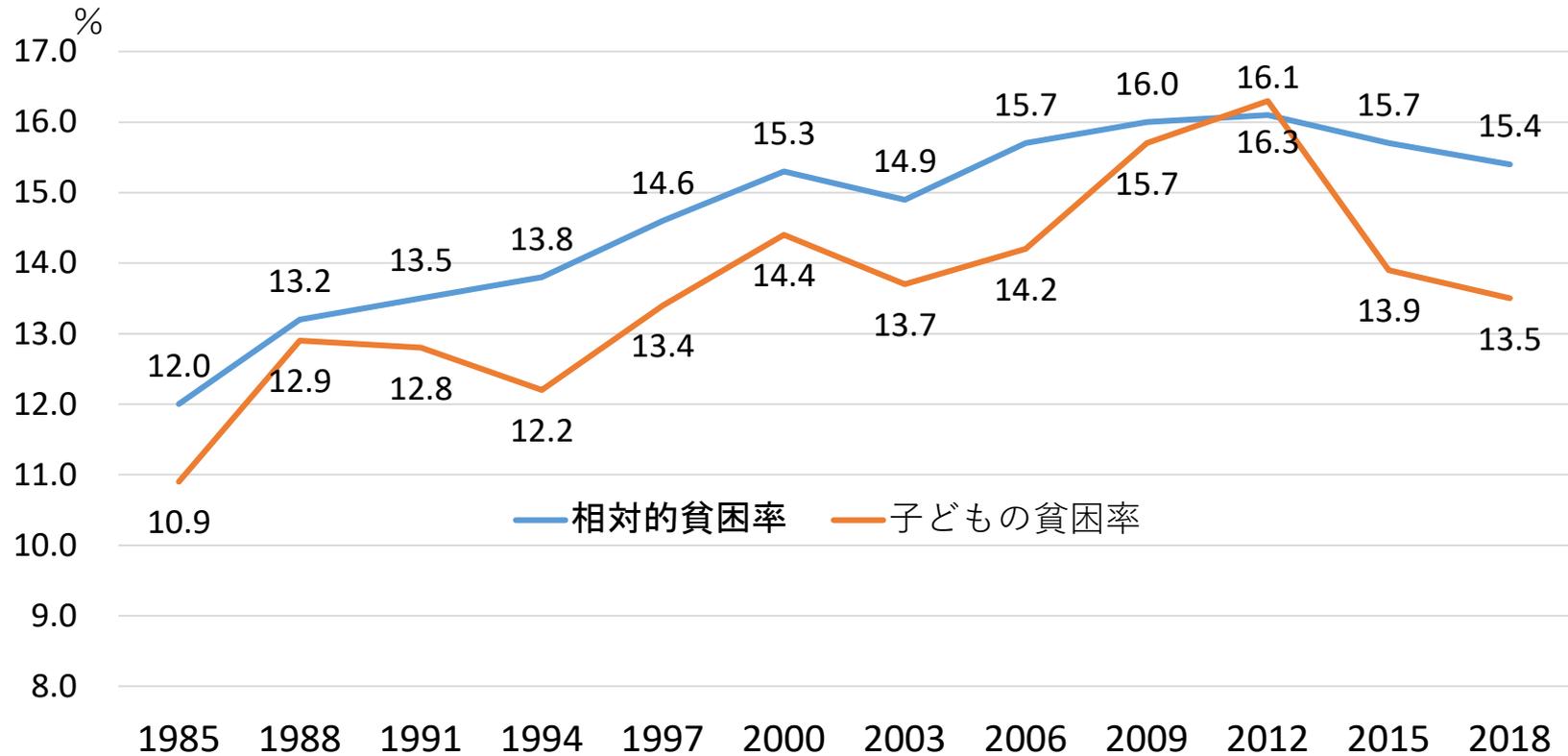
貧困率からみる女性の状況：  
1985-2018

阿部 彩

東京都立大学 子ども・若者貧困研究センター

# 日本の相対的貧困率（厚労省の公式発表）

## 相対的貧困率の推移：1985-2018

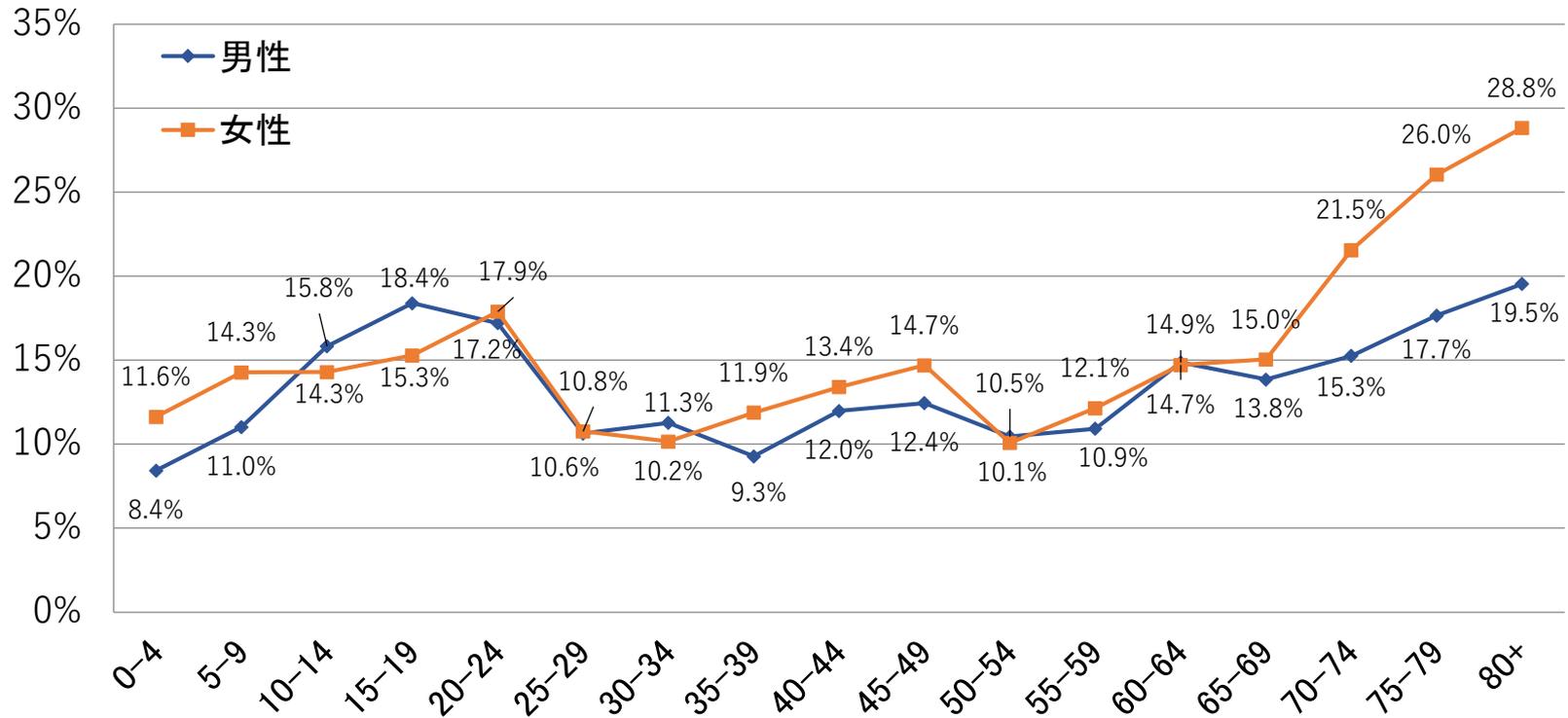


このグラフは、厚生労働省が『国民生活基礎調査』の大調査年（3年毎）のデータを用いて相対的貧困率を公表しているものです。本報告においては、同じデータを用いて、より詳細な属性（年齢、性別等）別の相対的貧困率を見ていきます。

出所：厚生労働省（2020）『2019年国民生活基礎調査 結果の概況』

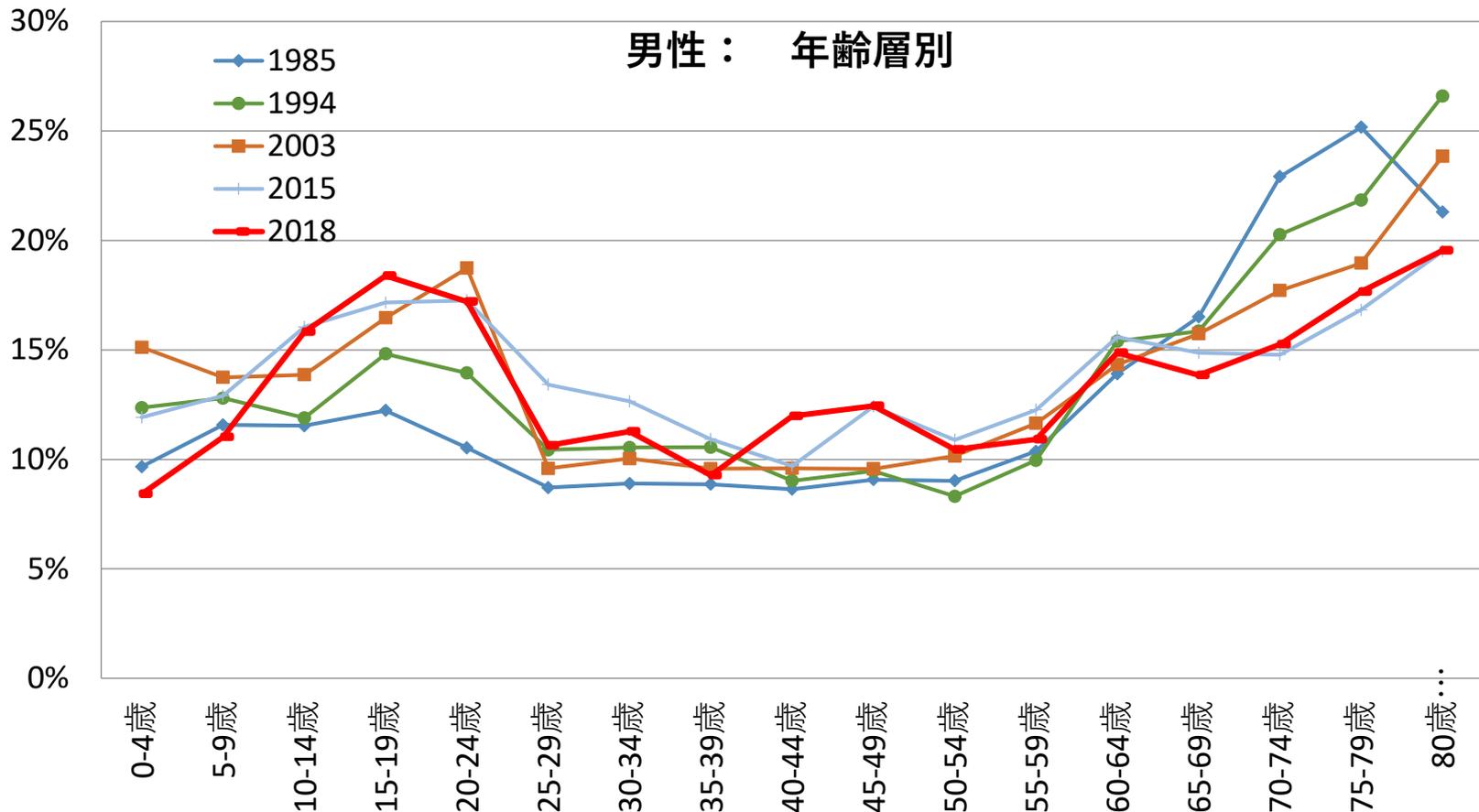
# 年齢層別・性別の相対的貧困率（2018年）

## 相対的貧困率(2018)



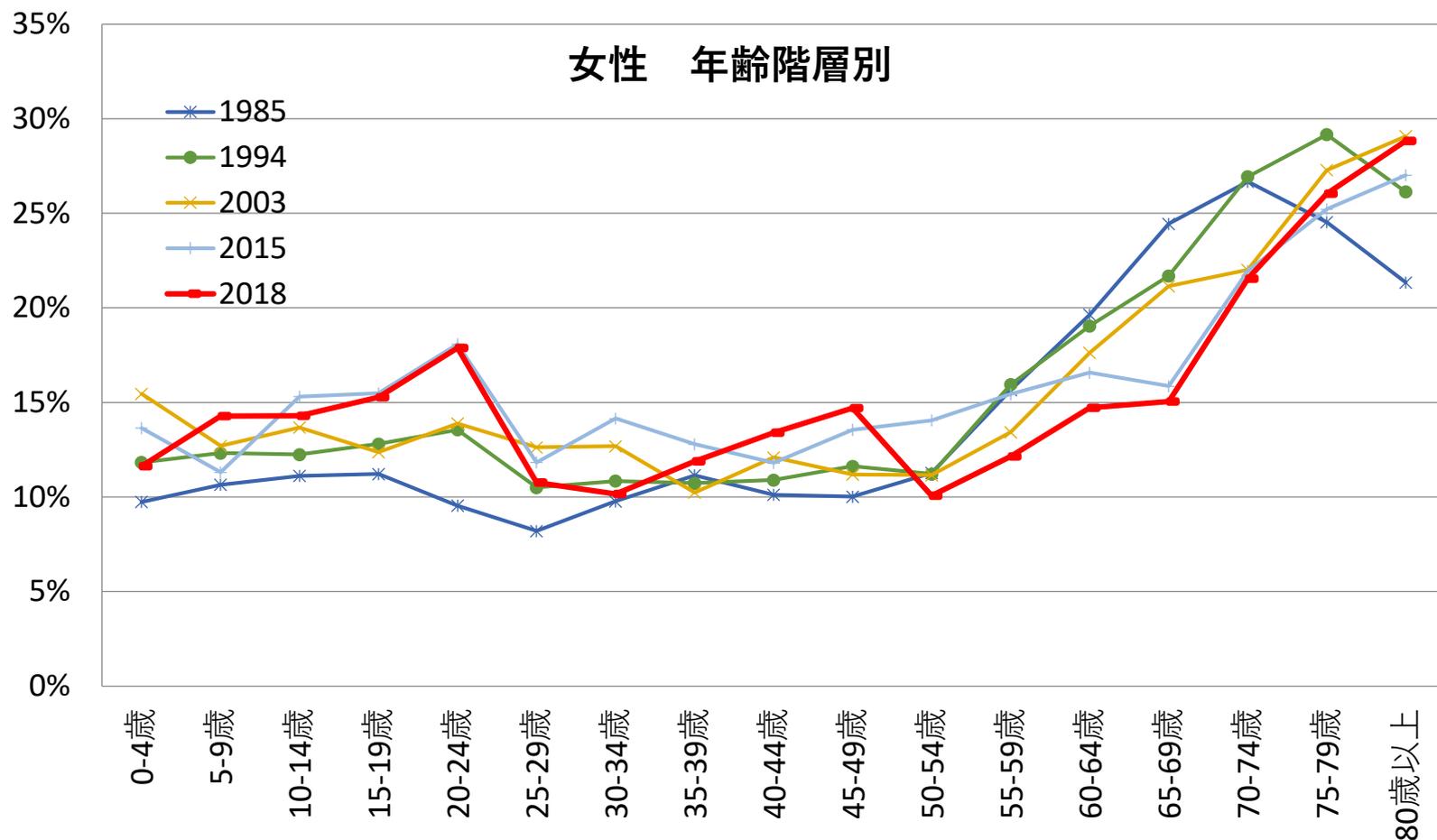
- 男性では、最も貧困率が高いのは、80歳以上、次は15-19歳。
- 女性では、高齢期（70歳以上）の貧困率が最も高い。

# 男性の年齢階層別の貧困率の推移： 1985年から2018年の動き



- 1985年から2018年の30年間にて、高齢期の貧困率は改善、若者・子どもの貧困率が上昇。

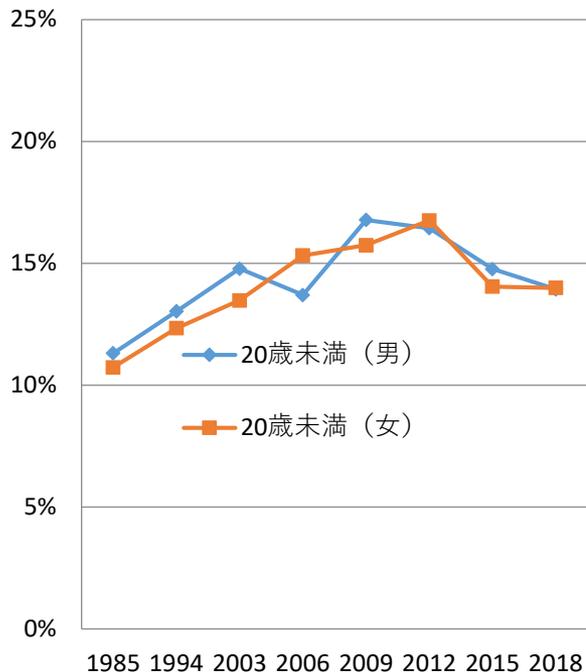
# 女性の年齢階層別の貧困率の推移： 1985年から2018年の動き



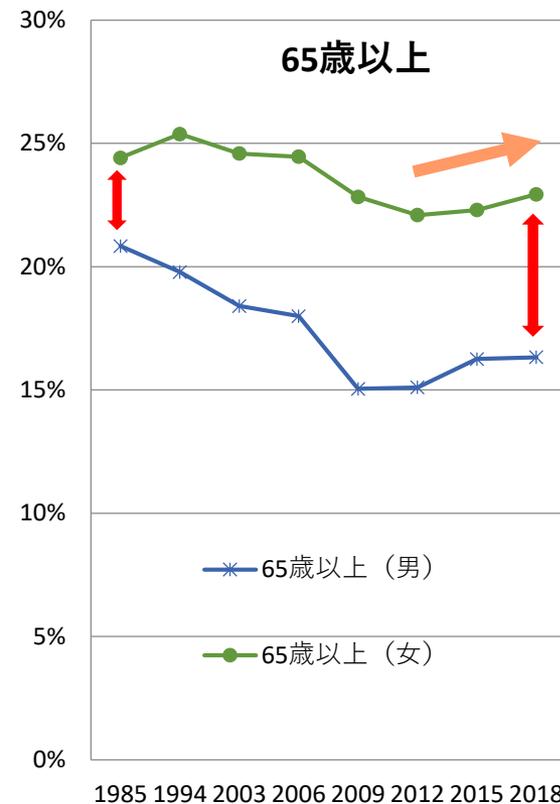
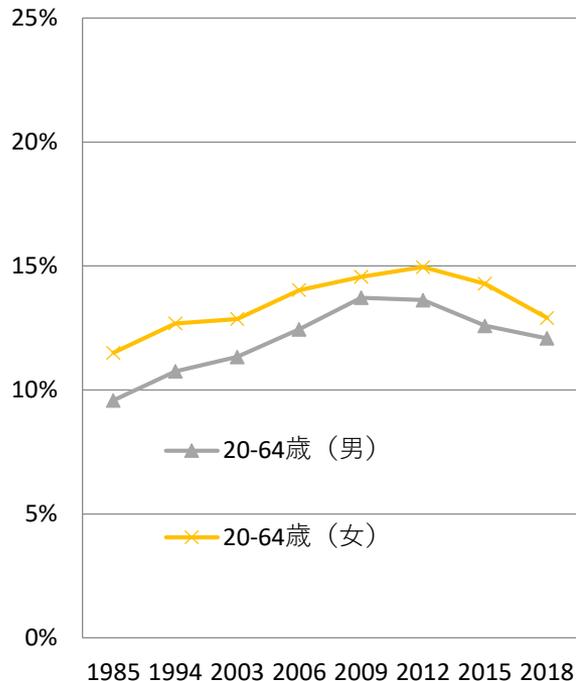
- しかし、女性については高齢期の改善がさほど見られない。

# 年齢3階層別の貧困率の推移：1985-2018

## 20歳未満

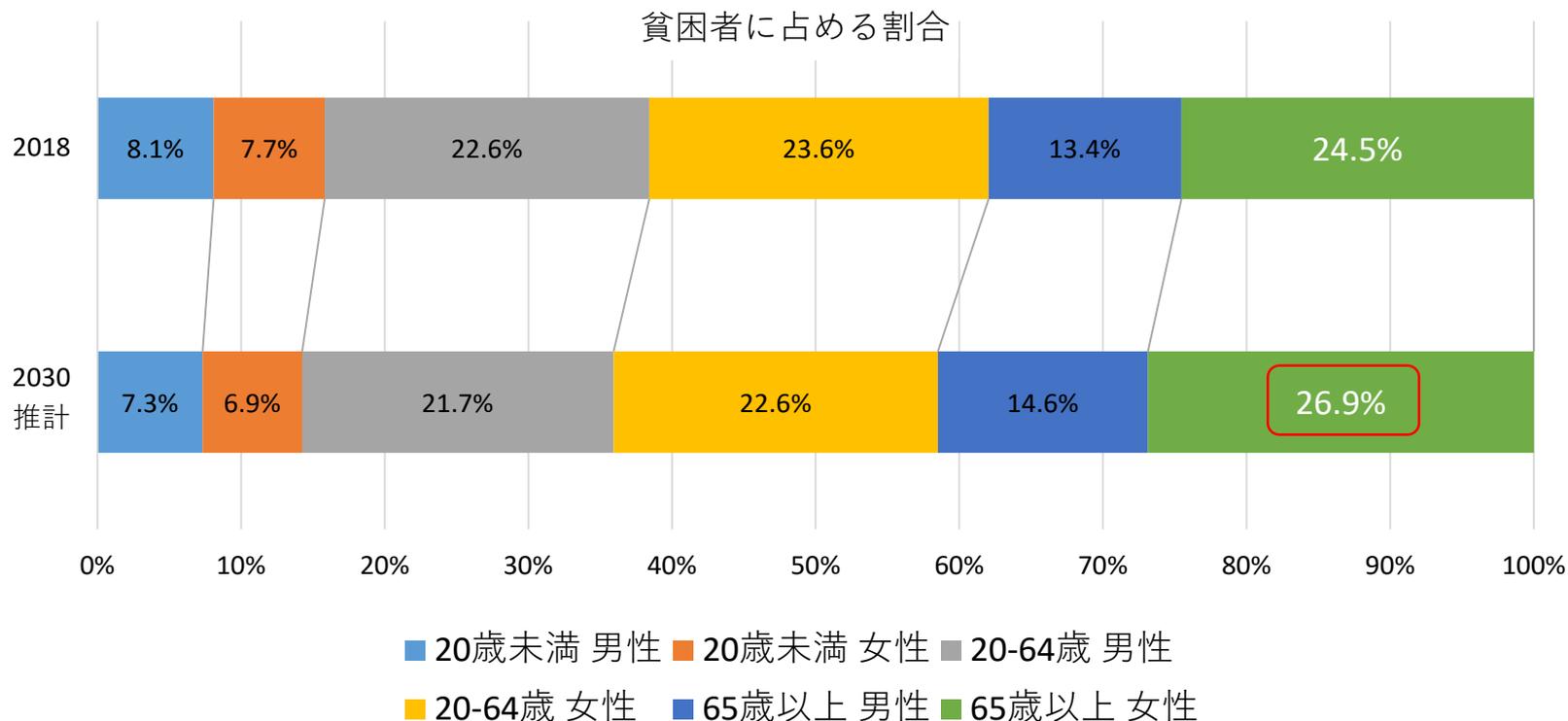


## 20-64歳



- 20歳未満については、2012年まで急増。その後、2015年にて若干減少したものの、1985年に比べると、まだ高い。
- 20-64歳については、1985年から2015年にかけて、景気による増減はあるものの、概ね上昇。
- 65歳以上については、特に男性において2012年まで大きく減少。その後、若干上昇。女性の減少は男性ほど大きくない。

# 貧困者に占める年齢3層の割合

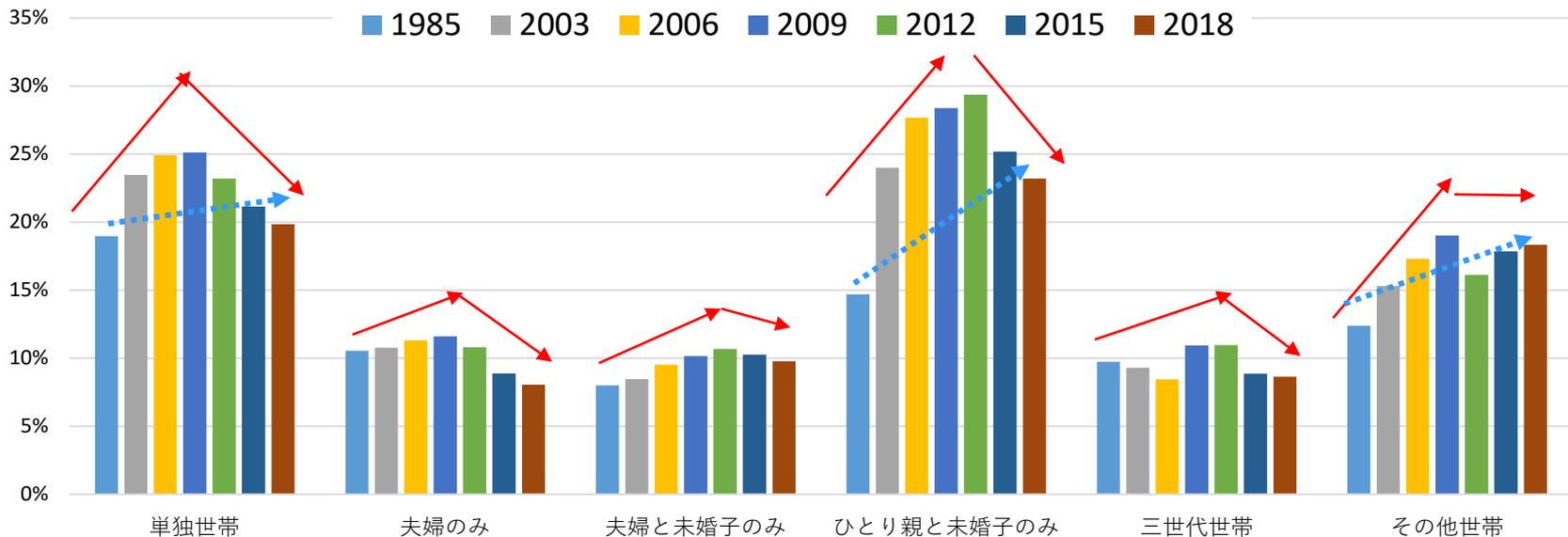


- 貧困者の1/4は、高齢女性。殆んど1/4は20-64歳女性。
- 20歳未満は、合わせて15.8%。
- 2018年の貧困率に2030年の人口推計をかけ合わせると、貧困者がますます高齢化・女性化する

# 世帯構造別の貧困率：長期動向

# 勤労世代（20-64歳）男性： 1985年から2018年の動き

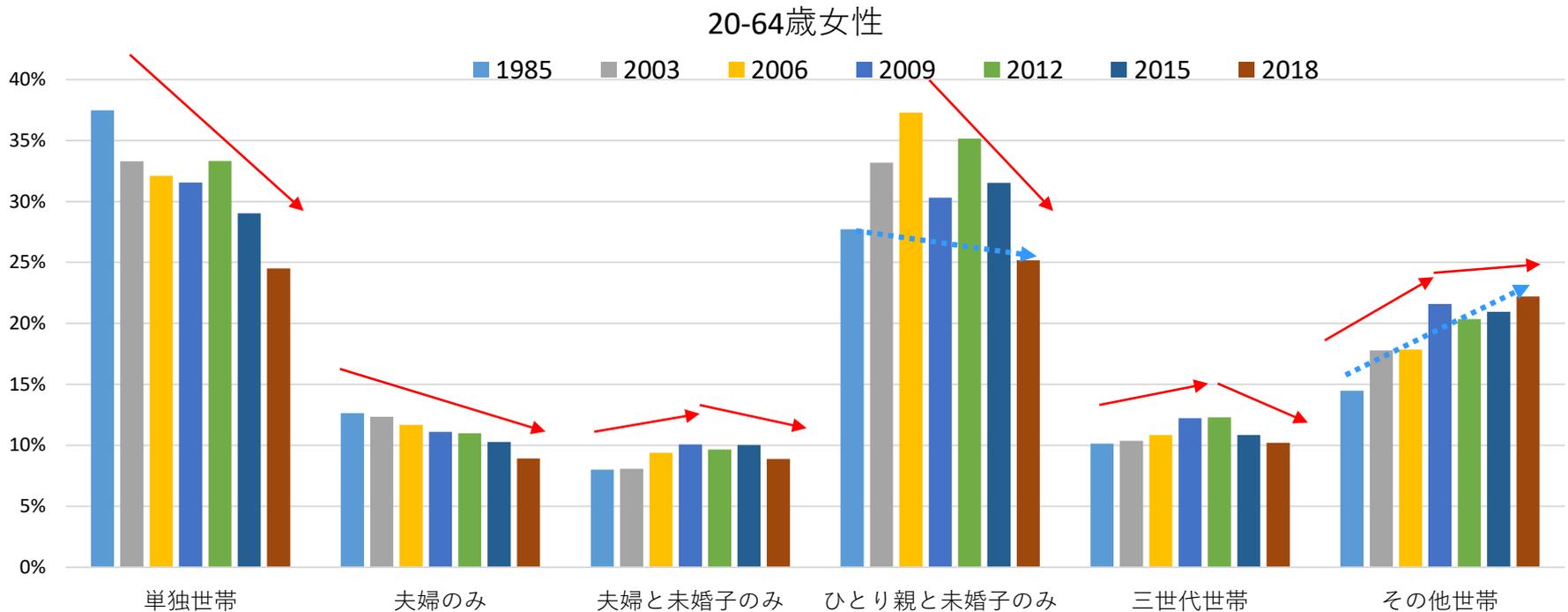
20-64歳男性



- どの世帯タイプも「山型」。しかし、1985年に比べ高いのは、「ひとり親と未婚子のみ」。「夫婦のみ」は、2012年までの上昇幅も少なく、その後の減少も大きい。
- 単独世帯は、2018年と1985年殆んど同じ。

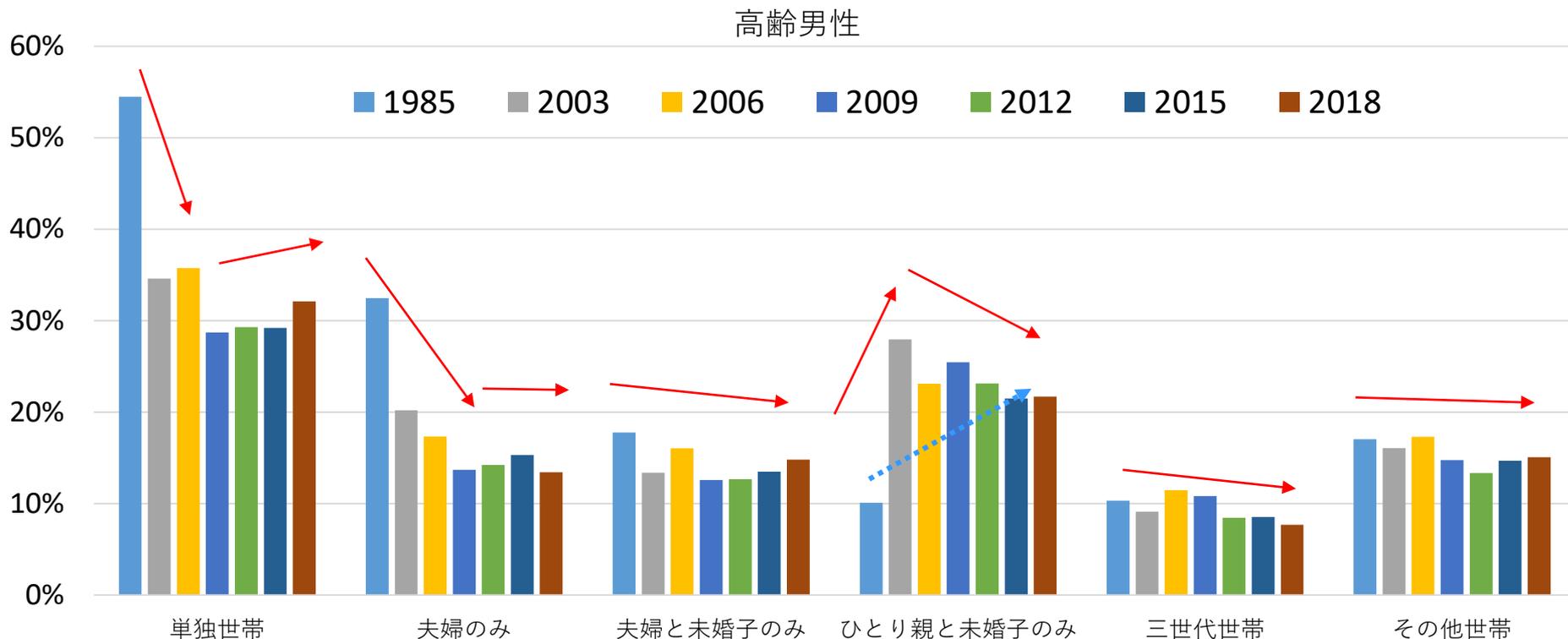
※「ひとり親と未婚子のみ世帯」＝父親又は母親と未婚の子のみで構成する世帯。子どもおよび親の年齢は制限なし。

# 勤労世代（20-64歳）女性： 1985年から2018年の動き



- 女性は、最も貧困率が高い「単独世帯」と「ひとり親と未婚子のみ」は1985年から2018年にかけて減少。特に「単独世帯」（未だに高いが・・・）。
- 「夫婦と未婚子のみ」と「三世帯世帯」は、小さな「山」で、1985年と2018年はほぼ同じ。

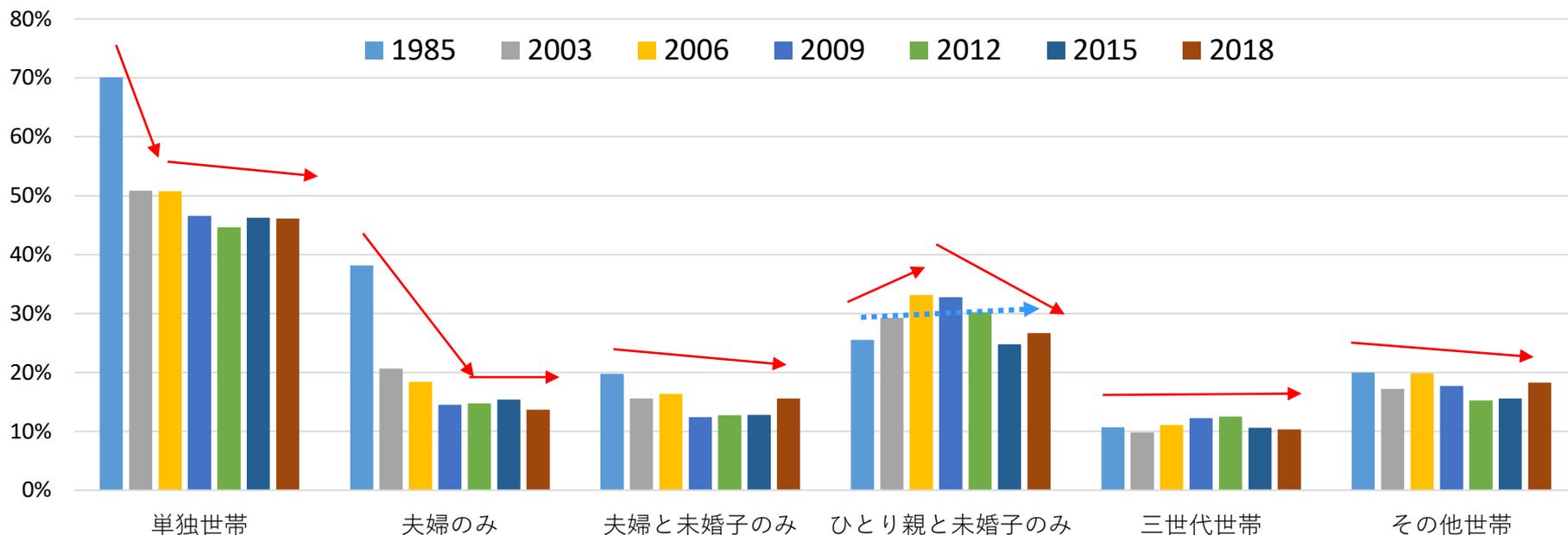
# 高齢男性：2015年から2018年の動き



- 高齡（65歳以上）男性の世帯構造別の貧困率は、1985年から2000年代に向けて減少したものの（「ひとり親と未婚子のみ」を除く）、2000年代から2018年にかけては、増加となった世帯構造も多い。

# 高齢女性：2015年から2018年の動き

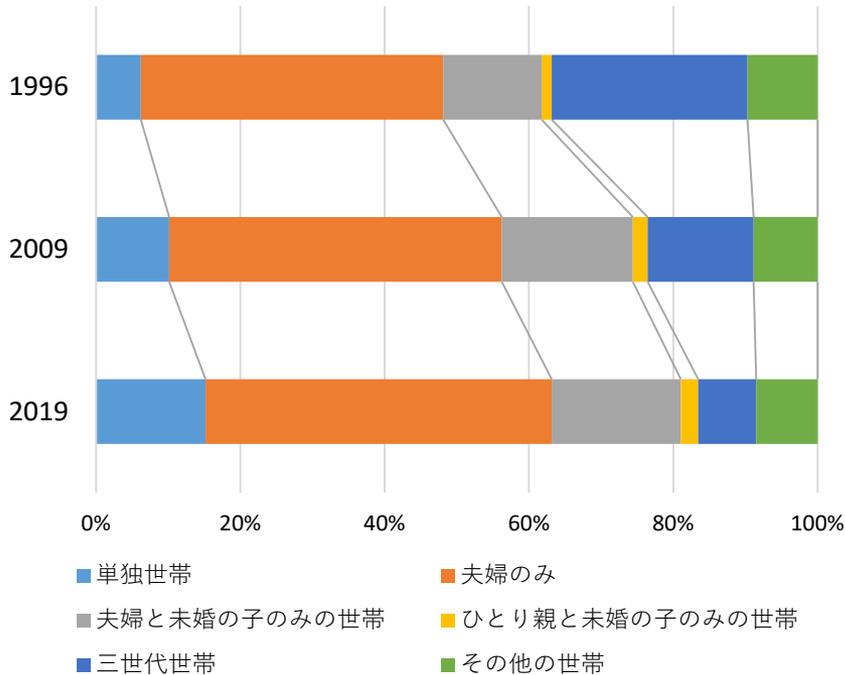
高齢女性



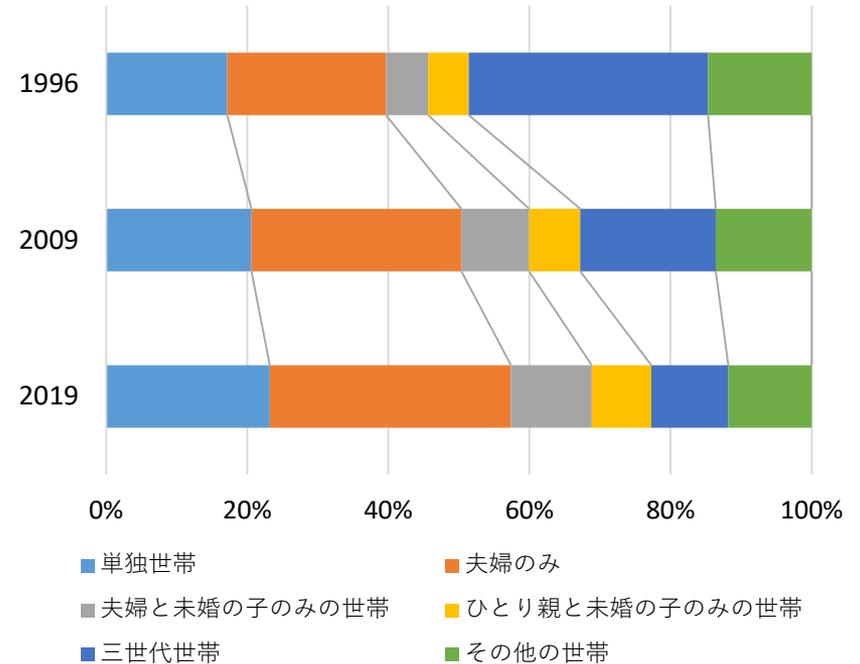
- 高齢（65歳以上）女性の世帯構造別の貧困率は、単独世帯や夫婦のみ世帯といった勤労世代がない世帯では大きく改善したが、2000年代以降はその傾向は止まり、単独世帯では高止まり。
- 未婚子と同居している高齢女性の状況は改善していない。
- 最も構成比が大きい「単独世帯」については2012年から高止まり。

# 高齢者の世帯タイプの変化

## 高齢男性の世帯タイプの変化



## 高齢女性の世帯タイプの変化



世帯タイプ別の貧困率が1985年のままで世帯タイプのシェアだけ2019年となったら：

(推計) 高齢男性の貧困率 = 29.5%

実際の2019年値 = 16.3%

実際の1985年値 = 20.8%

仮に、世帯タイプ別の貧困率が1985年のままで世帯タイプのシェアだけ2019年となったら：

(推計) 高齢女性の貧困率 = 37.3%

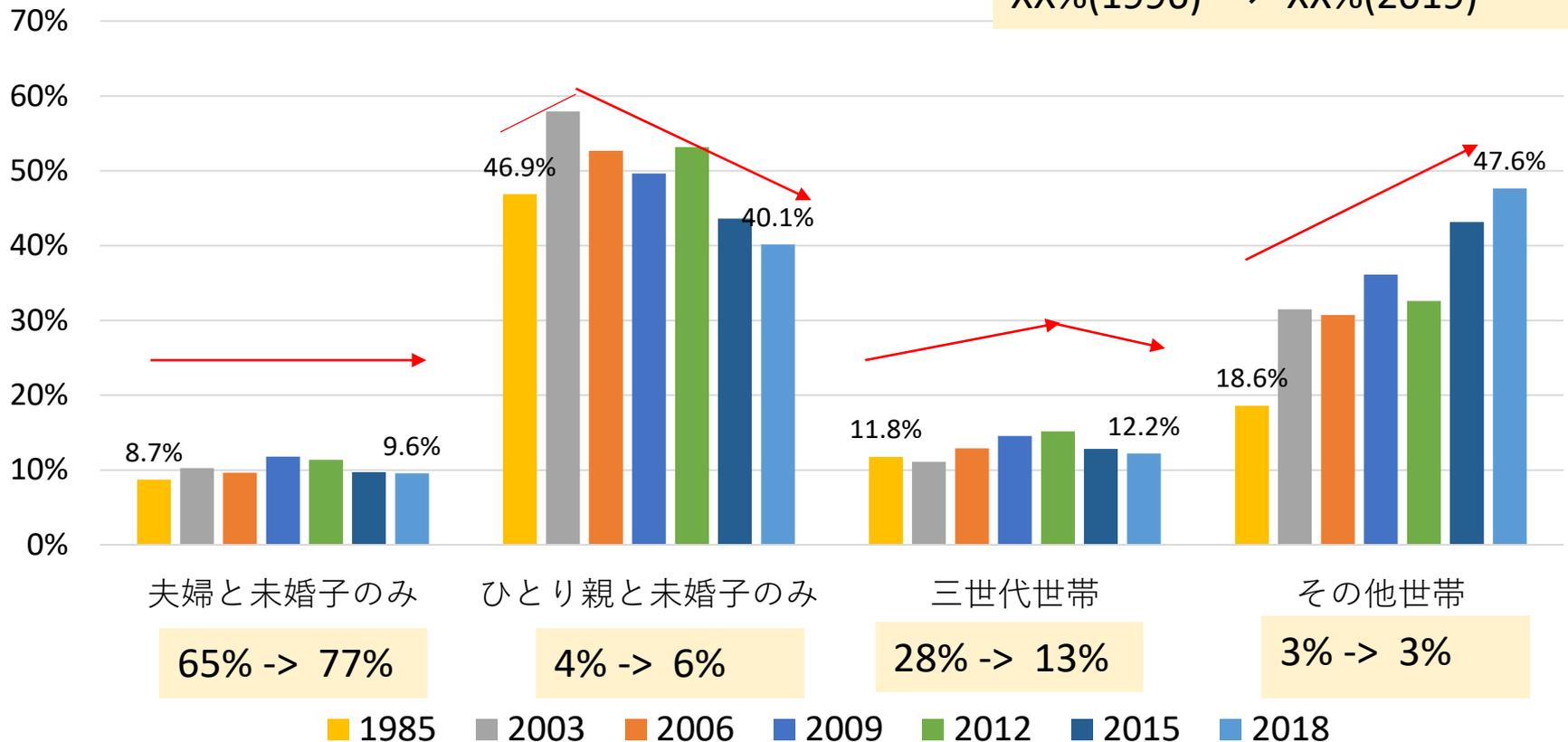
実際の2019年値 = 22.9%

実際の1985年値 = 24.4%

# 子どもの貧困率：1985年から2018年

20歳未満（男女）

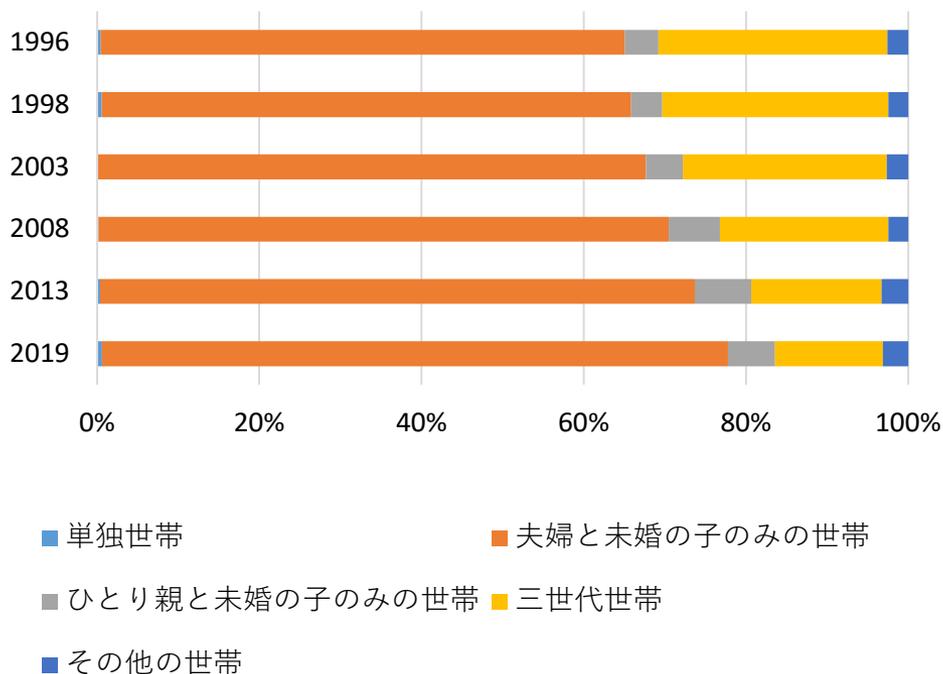
子ども総数に占めるシェア  
XX%(1996) ⇒ XX%(2019)



- 貧困率は「夫婦と未婚子」では微増。「ひとり親と未婚子」では2000年代をピークに減少。しかし、まだ高い。三世帯世帯は微増。
- その他世帯は子ども総数の3%しか占めないが急増。

# 子ども（20歳未満）の世帯タイプ

子どもの世帯タイプの推移



仮に、世帯タイプ別の貧困率が1985年のままで世帯タイプのシェアだけ2019年となったら：

子どもの貧困率 = 12.00%  
実際の2019年値 = 13.96%  
実際の1985年値 = 11.03%

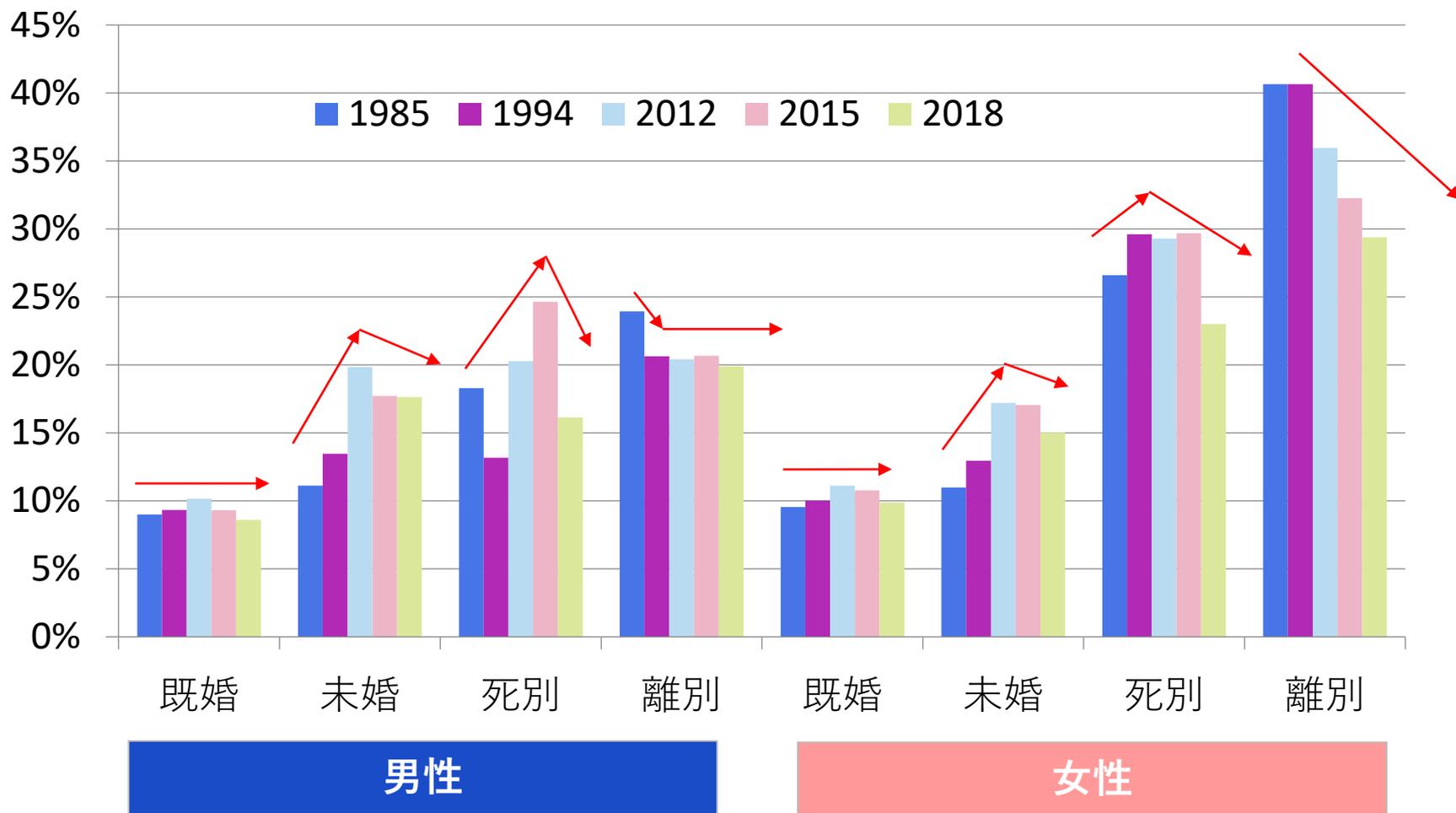
11.03%から13.96%への上昇のうち (+2.93)、世帯タイプの変動のみで起こったのは (+0.97)

出所：厚生労働省「国民生活基礎調査」各年

- 世帯タイプ別のシェアで見ると、一番貧困率の低い「夫婦と未婚子」が増加、それに対応して「三世代」が減っている。
- ひとり親世帯の増加など、世帯タイプの変動で子どもの貧困率が増加しているわけではない。

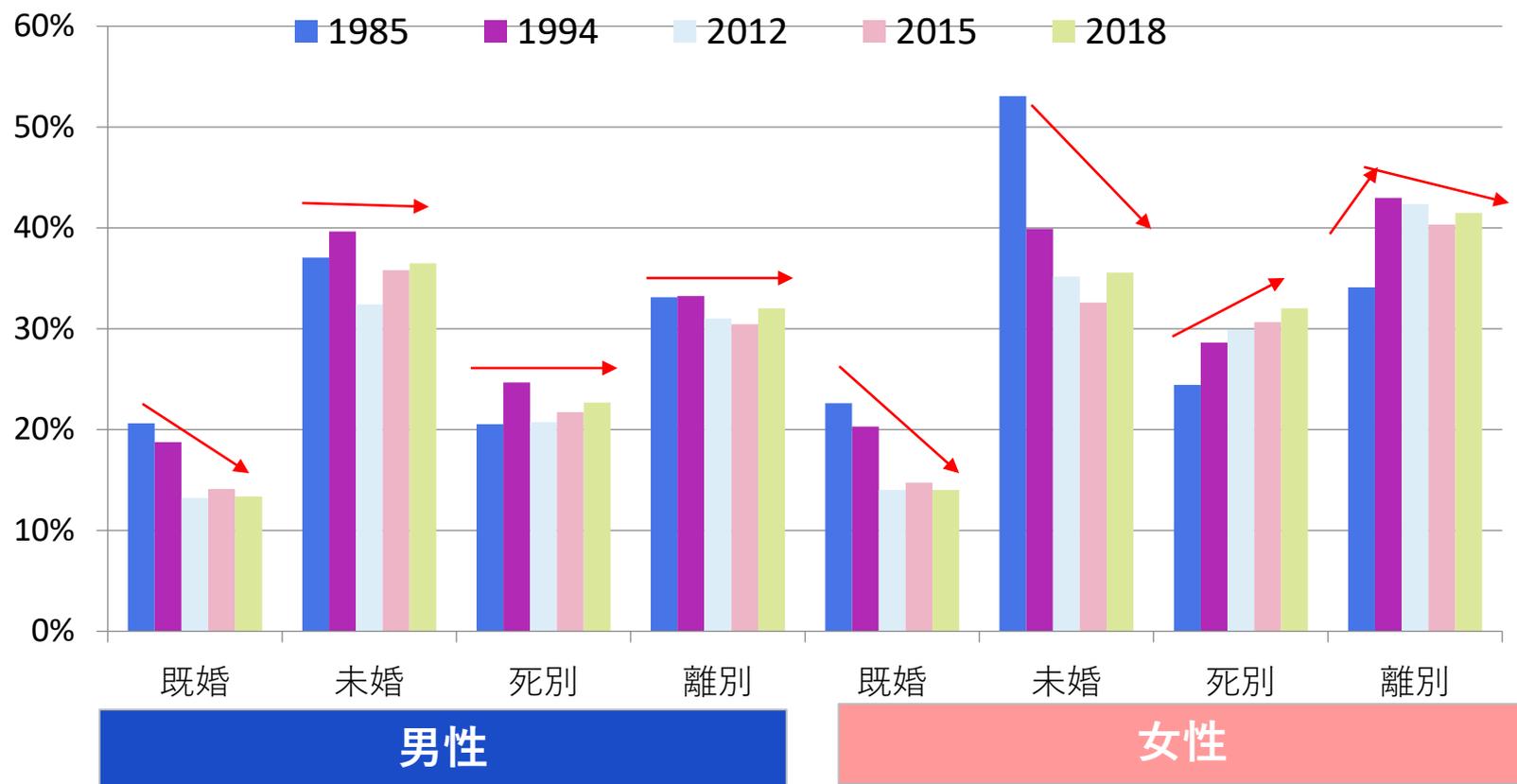
# 配偶状況別の貧困率

# 配偶状況別貧困率（勤労世代）



- 既婚（有配偶）者は1985年からほぼ横ばい。
- **離別者**は、男女ともに**減少**。しかし依然として高い。
- 男女ともに、**未婚者の貧困率上昇**

# 配偶状況別貧困率（高齢者）



- 高齢期においては、既婚の高齢者の貧困率は減少しているが、死別・離別においては、男女ともに増加。⇒ すなわち、年金制度の成熟の恩恵は「既婚者（有配偶者）」のみ。
- 女性の死別や離別での貧困率の上昇は、子どもとの同居の減少にも関わっていると思われる。
- 未婚者の高い貧困率は、女性では改善したものの、男性では大きな変化なし。

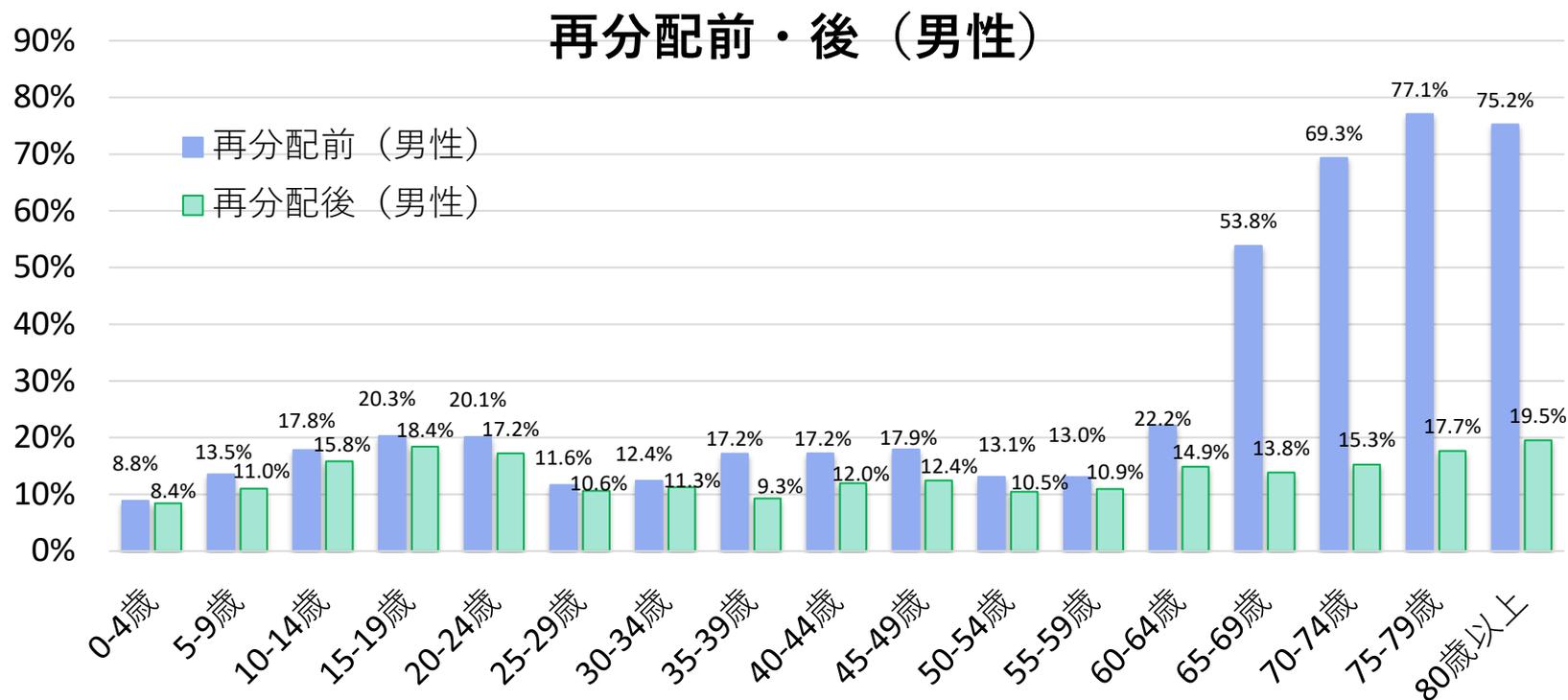
# 再分配前後の貧困率

再分配前の貧困率は、世帯員の稼働（雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、家庭内労働所得）、財産所得、仕送り等の所得を合算した世帯所得を世帯人数で調整した値を用いて算出。貧困線は、通常相対的貧困率と同じく、等価可処分所得の中央値の50%を用いている。

再分配後の貧困率は、通常相対的貧困率であり、可処分所得を用いて算出。

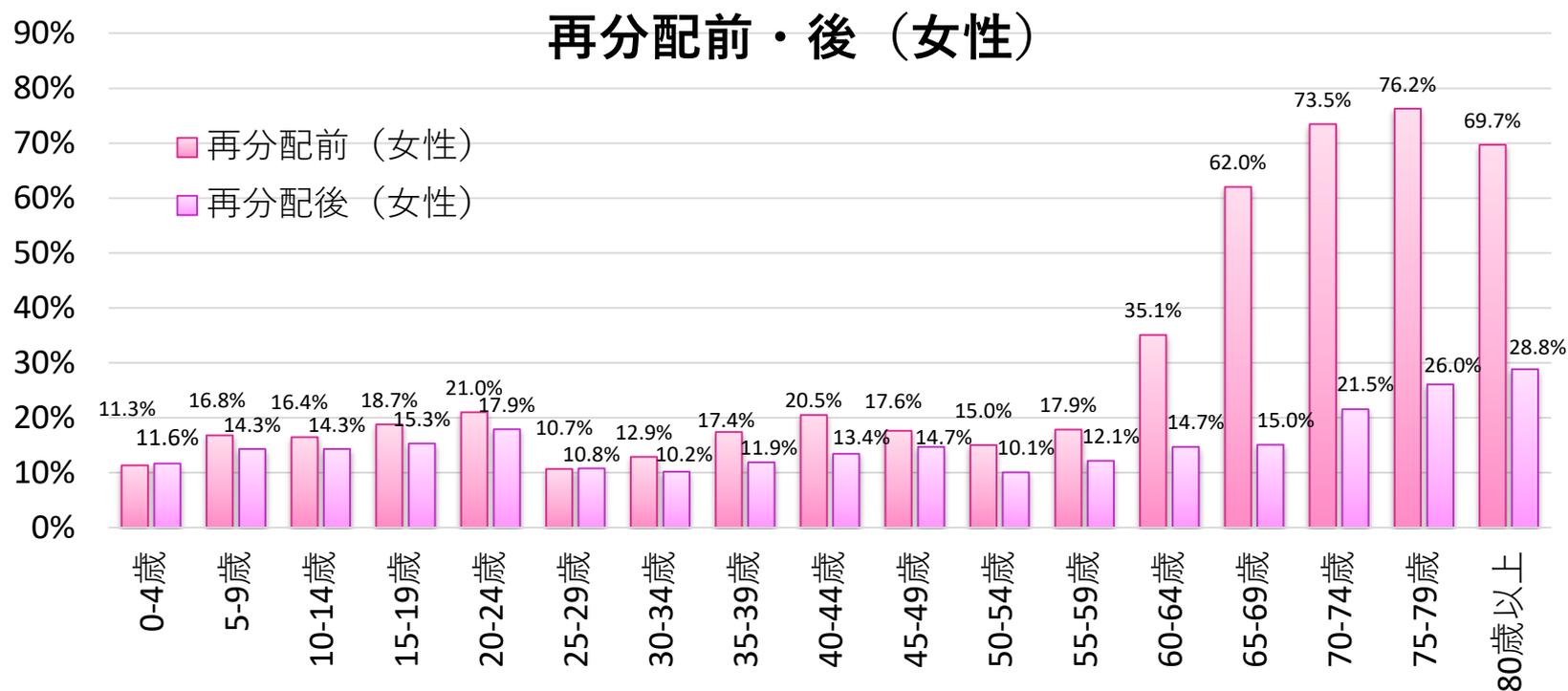
再分配前と再分配後の貧困率の差は、政府による再分配の貧困削減効果を表す。

# 再分配前と再分配後の貧困率（男性）：2018年



- 政府の再分配によって、高齢者においては大きな貧困率の改善が見られるものの、勤労世代・子どもにおいては、その改善度は小さい。
- 2012年、2015年に見られた0-4歳における再分配後に貧困率が悪化する傾向は2018年には見られない。

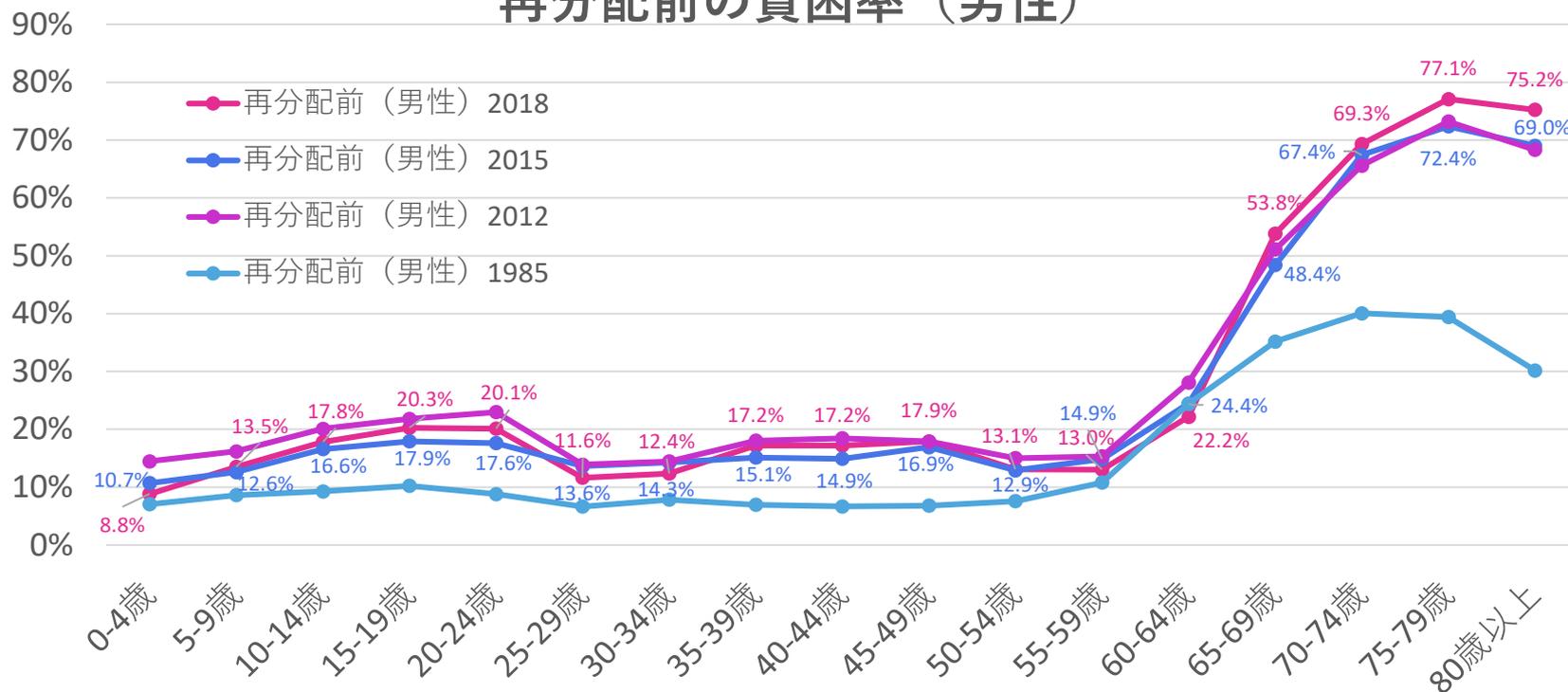
# 再分配前と再分配後の貧困率（女性）：2018年



- 男性と同様に、政府の再分配によって、高齢者においては大きな貧困率の改善が見られるものの、勤労世代・子どもにおいては、その改善度は小さい。
- 0-4歳と25-29歳にて、再分配後に貧困率が若干悪化している。

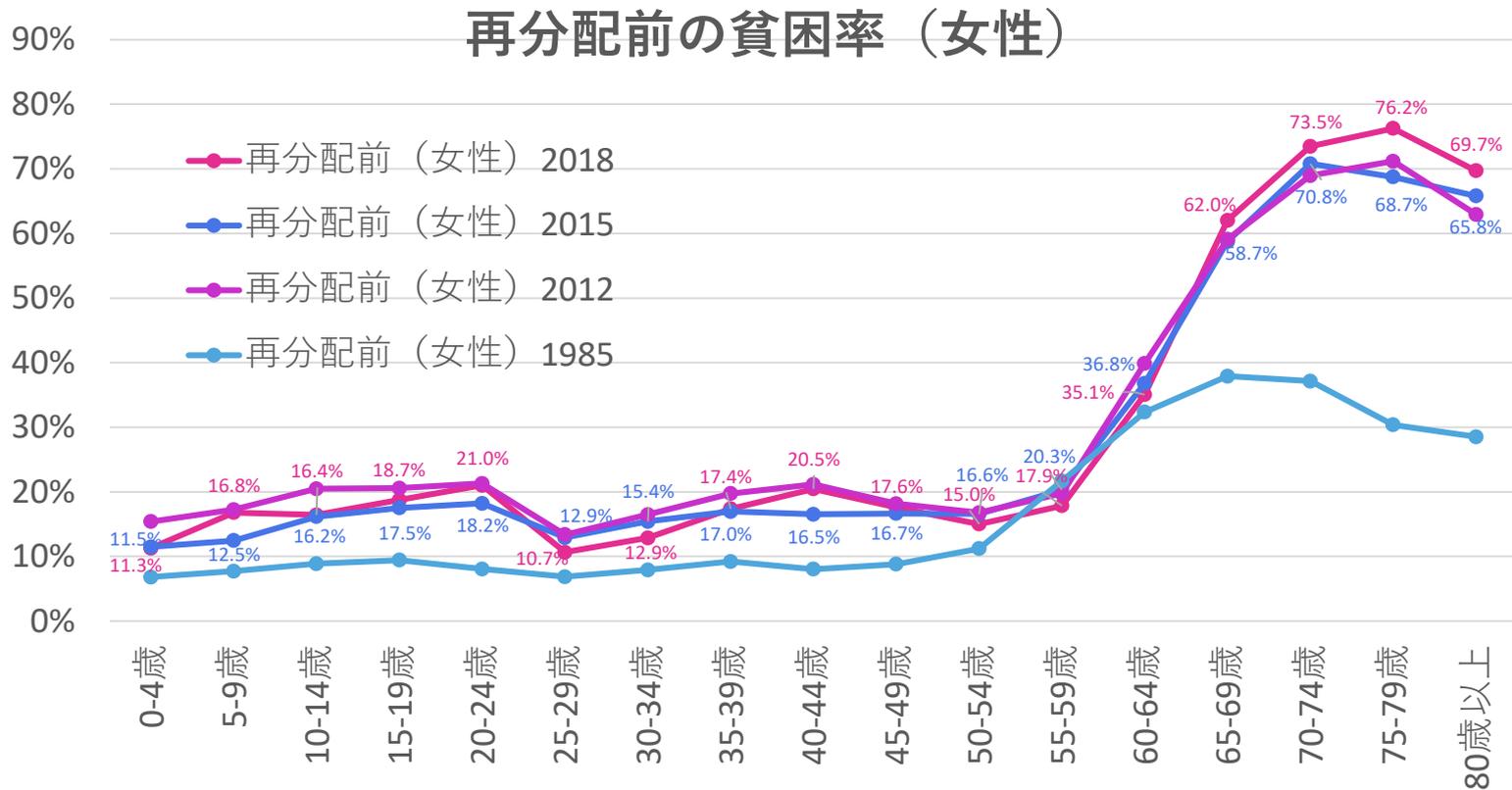
# 男性の再分配前（市場所得）の貧困率の推移： 1985年から2018年の動き

## 再分配前の貧困率（男性）



- 再分配前（市場所得）の貧困率は、2015年から2018年にかけて多くの年齢階層にて若干の増加の傾向を見せている。特に、高齢層にてこの傾向が顕著である。

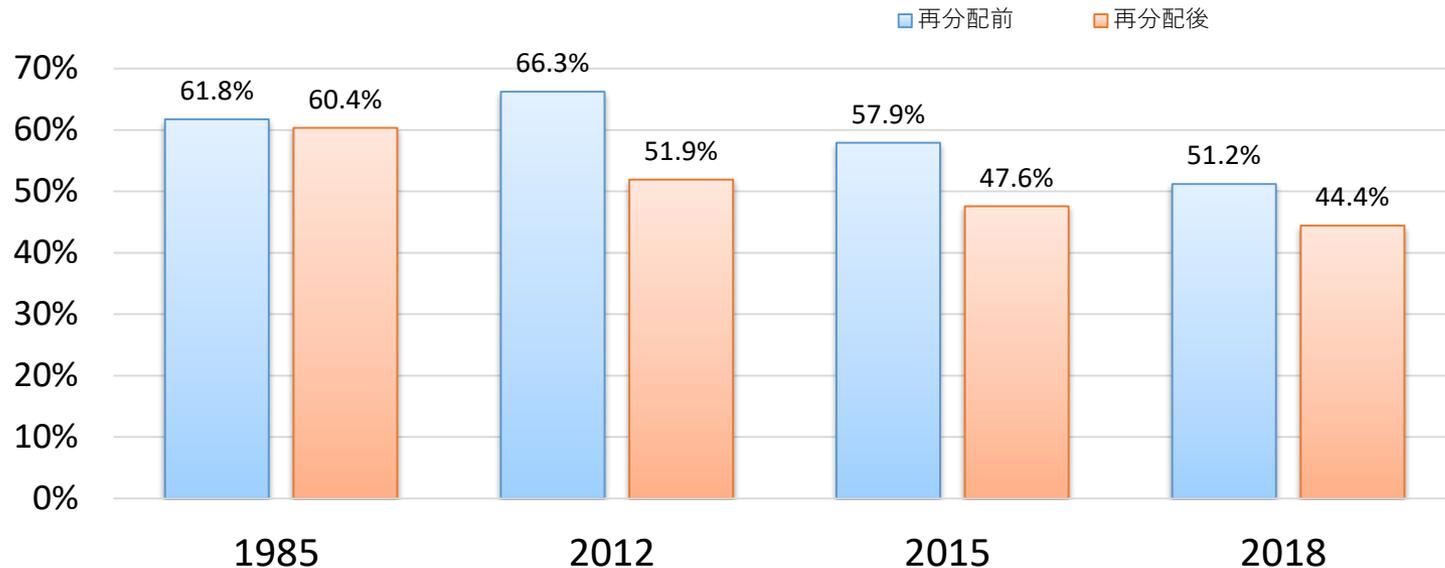
# 女性の再分配前（市場所得）の貧困率の推移： 1985年から2018年の動き



- 男性と同じく、2015年から2018年にかけて、多くの年齢層で再分配前（市場所得）の貧困率は増加している。男性と同様に、高齢層にて増加が大きい。（75-79歳では7.5ポイント）であるが、**中年層、子ども層でも増加している年齢層がある。**

# 母子世帯(\*)の貧困率

母子世帯（\*）の再分配前後の貧困率



- 1985年や2012年に比べ、2019年の母子世帯（※）の貧困率は、再分配前の貧困率が減少したため、再分配後の貧困率も減少した。
- 一方で、1985年に比べ、2012年の再分配前の貧困率が高いというように、再分配前の貧困率は景気の動向に左右される度合いが大きい。真に母子世帯の母親の就労状況が改善したとは考えられず、就労による母子世帯の生活保障には限界がある。

※ 母子世帯とは、死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む）で、現に配偶者のいない65歳未満の女と20歳未満のその子のみで構成している世帯。

**【問い合わせ】**

東京都立大学 人文社会学部 人間社会学科 社会福祉学教室

〒192-0397 東京都八王子市南大沢1-1 5号館255号室

阿部彩研究室 Tel: 042-677-2126

E-mail : abeken@tmu.ac.jp

子ども・若者貧困研究センター 5号館358号室

Tel: 042-677-2065